

(平成26年11月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年5月から17年2月までは59万円、同年3月から18年9月までは62万円、同年10月から20年4月までは47万円、同年5月は44万円、同年6月から同年9月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間④から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間④は61万6,000円、申立期間⑤は72万1,000円、申立期間⑥は62万7,000円、申立期間⑦は73万8,000円、申立期間⑧は64万2,000円、申立期間⑨は71万4,000円、申立期間⑩は61万3,000円、申立期間⑪は75万円、申立期間⑫は51万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月1日から21年12月8日まで  
② 平成15年7月  
③ 平成15年12月  
④ 平成16年7月28日  
⑤ 平成16年12月17日  
⑥ 平成17年7月28日  
⑦ 平成17年12月15日  
⑧ 平成18年7月28日  
⑨ 平成18年12月15日  
⑩ 平成19年7月27日

- ⑪ 平成 19 年 12 月 14 日
- ⑫ 平成 20 年 7 月 30 日
- ⑬ 平成 20 年 12 月 12 日
- ⑭ 平成 21 年 7 月

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間⑪については、平成 15 年 6 月から 60 歳になる以前の 18 年 9 月までの期間は 60 万 5,000 円、同年 10 月から 21 年 11 月までの期間は 60 歳以前の給与額から 20 パーセント減額された 48 万 4,000 円の給与を支給されていたと記憶しているが、ねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額が 34 万円となっており、大幅に相違しているため、記録を訂正してほしい。

また、申立期間⑫から⑭までについては、毎年 7 月と 12 月に申立事業所から給与の支給を受け、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準給与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額（標準給与額）の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準給与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（給与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準給与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準給与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 金融機関が提出した平成 16 年 5 月から 22 年 1 月までの期間における申立人名義の口座に係る入出金記録、17 年分から 20 年分までの給与支払報告書、同僚が所持する給与明細書等から、申立期間⑪のうち、16 年 5 月から 20 年 9 月までの期間について、申立人は申立事業所からオンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間⑪のうち、前述の期間の標準報酬月額については、前述の入出金記録、給与支払報告書等において推認できる給与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 5 月から 17 年 2 月までは 59 万円、同年 3 月から 18 年 9 月までは 62 万円、同年 10 月から 20 年 4 月までは 47 万円、同年 5 月は 44 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 47 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の前述の期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から回答を得ることができないものの、申立事業所が加入していた厚生年金基金における標準報酬月額記録が、当該期間に係るオンライン記録と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主は、前述の入出金記録、給与支払報告書等により推認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年10月から21年11月までの期間については、入出金記録並びに申立人が提出した同年10月分及び同年11月分の給与明細書から、申立人は、当該期間についてオンライン記録の標準報酬月額を超える給与を支給されていたことが確認できるものの、当該給与明細書、20年分及び21年分の給与支払報告書等から確認又は推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額であると確認又は推認されることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成15年6月から16年4月までの期間については、金融機関は当該期間に係る入出金記録を保管していない旨、B市は当該期間に係る給与支払報告書を保管していない旨回答している。

さらに、申立人は前述の期間の給与明細書等を所持しておらず、当時の事業主からの回答も得られないことから、当該期間の給与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、申立人が、申立期間①のうち、平成15年6月から16年4月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間④から⑫までについては、当該期間に係る入出金記録、給与支払報告書、同僚が所持する賞与明細書等から、申立人は、当該期間において申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の期間の標準賞与額については、前述の入出金記録、給与支払報告書等から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間④は61万6,000円、申立期間⑤は72万1,000円、申立期間⑥は62

万 7,000 円、申立期間⑦は 73 万 8,000 円、申立期間⑧は 64 万 2,000 円、申立期間⑨は 71 万 4,000 円、申立期間⑩は 61 万 3,000 円、申立期間⑪は 75 万円、申立期間⑫は 51 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

4 申立期間②及び③については、金融機関は当該期間に係る入出金記録を保管していない旨、B市は当該期間に係る給与支払報告書を保管していない旨回答している。

また、申立人は前述の期間の賞与明細書等を所持しておらず、当時の事業主からの回答も得られないことから、当該期間の賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

申立期間⑬については、前述の入出金記録により、申立事業所から平成 20 年 12 月 12 日付けで、同年 12 月分給与以外の振込額が確認できるものの、同年分の給与支払報告書で確認できる保険料控除額からは、当該振込額により推認できる賞与額から保険料が控除されていたことを推認することができない。

申立期間⑭については、入出金記録において、申立人に対して賞与が振り込まれた記録が確認できない上、申立人は当該期間の賞与明細書等を所持しておらず、当時の事業主からの回答も得られないことから、当該期間の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間②、③、⑬及び⑭において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、③、⑬及び⑭について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は53万5,000円、申立期間②は48万6,000円、申立期間③は34万1,000円、申立期間④は45万8,000円、申立期間⑤は38万6,000円、申立期間⑥は43万2,000円、申立期間⑦は34万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年7月20日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年7月20日

A社に勤務していた期間について、標準賞与額の記録が漏れている可能性がある」と年金事務所から連絡を受けた。

申立期間における賞与支給明細書を所持しているため、標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書により、申立事業所から申立人に対し、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の賞与支給明細書から確認できる賞与額又は保険料控除額により、申立期間①は53万5,000円、申立期間②は48万6,000円、申立期間③は34万1,000円、申立期間④は45万8,000円、申立期間⑤は38万6,000円、申立期間⑥は43万2,000円、申立期間⑦は34万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 57 年 5 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 57 年 5 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間①当時、私はA大学の学生でB市に居住していたが、当該期間の国民年金保険料は、亡くなった母が、私が将来困らないようにC市で納付していた。母は常に、「年金は私が支払っている。」と言っていた。

また、私は、昭和 59 年 4 月からA大学の大学院生となり、同大学のD部門の事務局を通じて申立期間②の保険料を納付した。保険料は学費等と一緒に徴収されていたと思う。

申立期間①及び②を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳払出簿により、E 社会保険事務所（当時）から昭和 60 年 9 月 6 日にB市にまとめて払い出された番号であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同日以降に行われたと考えられ、その被保険者資格の取得日は、申立人が 20 歳に到達した 51 年\*月に遡っていることが推認できる。

このことから、前述の払出時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は死亡していると申立人は述べていることから、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。



申立期間②について、申立人は、当該期間の保険料を当時大学院生として在籍していたA大学のD部門の事務局を通じて納付していたと申し立てているところ、当該事務局及びA大学総務部門のそれぞれの事務担当者は、申立人の国民年金に関する資料は無く、当該期間当時に同事務局で国民年金保険料を取り扱っていたかは不明である旨述べている。

また、B市は、申立期間②当時、前述の事務局が国民年金保険料の納付組織であったかは不明である旨回答しており、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる昭和60年9月以降においては、当該期間の保険料は過年度納付することとなるが、同市は当該期間当時、納付組織を通じて過年度保険料を納付することは不可能であった旨回答している。

このほか、申立人及びその母親が申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 20 日から 43 年 11 月 5 日まで

A社に勤務していた期間に係る脱退手当金については、同社を退職後に受給したことを記憶しているが、その後に勤務したB社については脱退手当金の請求も受給もしていないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

なお、B社には、私と同姓同名の方が勤務していたので、その方に支給された脱退手当金の支給記録が誤って私のものとして記録されているのではないかと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るB社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 \*」の押印が確認できる上、同期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月半後の昭和44年1月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間後にC社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間の記号番号とは別の記号番号が新たに払い出されており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、B社に同姓同名の同僚が在籍していたため、当該同僚の

脱退手当金の支給記録が誤って自分のものとして記録されたのではないかと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人とは生年月日が異なる同姓同名の者が確認できる。

しかしながら、前述の同僚は、B社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失時点では脱退手当金の受給資格を満たしていないため、脱退手当金の請求権自体が無いことなどから、当該同僚に脱退手当金が支給され、その支給記録が誤って申立人のものとして記録されたとは考え難い。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 30 日から 63 年 1 月まで  
私は、A社（以下「申立事業所」という。）にB職として昭和 63 年 1 月まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 62 年 4 月 30 日とされている。申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立事業所に係る離職年月日が昭和 63 年 1 月 20 日とされていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所は、昭和 62 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後に再び適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人と同じ日に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は 21 人いるが、そのうちの複数の者は、「自分の厚生年金保険被保険者記録は、在職期間の途中から無い。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事業主に照会したが、「当時の資料が無いため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出や、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」と回答している。

なお、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、「証返 62.6.8」と押印されていることから、昭和 62 年 6 月 8 日に申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 5354

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで  
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の給与は月額 50 万円であったにもかかわらず、年金事務所の記録では、標準報酬月額が 30 万円とされているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「給与集計表」により、申立期間において A 社から申立人に対し 50 万円の給与が支給され、標準報酬月額 50 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていた記載が確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、自らが申立期間に係る標準報酬月額を 30 万円とする届出を行った旨述べている。

また、申立事業所に係る法人登記の履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時、役員であることが確認できる上、自身が申立事業所の給与及び社会保険に関する事務を担当していたと述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

なお、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、

当初、50万円と記録されていたところ、平成14年11月12日に30万円に訂正されていることが確認できるが、申立事業所に係る滞納処分票に、事業主が給与を下げていたが届出をしていなかったのものでその対応を相談に来た旨、また、社会保険事務所（当時）の担当者の当該訂正処理について誤った届出ではなく、書類の添付もあったと思う旨の見解の記載が確認できることから、当該訂正処理が不合理な処理であったとまでは認められない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 5355

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月から 29 年 6 月 19 日まで

私は、昭和 22 年 1 月に A 社に入社し、27 年 6 月から同社 B 支店の支店長となったが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 29 年 6 月 19 日とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した申立人が昭和 52 年頃に作成したとする履歴書には、A 社に入社した日が 22 年 1 月と記載されている。

しかしながら、A 社は、「当時の関係資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態、給与の支払状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。」と回答している。

また、申立人の兄は、「弟は、申立期間当時、父が経営する C 業種の個人事業所に私と一緒に勤務していたが、弟が 30 歳くらいのとき、A 社から父に労働者の派遣依頼があり、弟が行くことになった。」と述べているところ、申立人のオンライン記録により、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得時の年齢は 28 歳であることから、申立人の資格取得日の記録に不自然さは見られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 29 年 6 月 19 日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。